平成25年度第1回

尾張北部圏域保健医療福祉推進会議 議事録

25. 8. 28(7k) 14:00 \sim 15:02

	25. 8. 28(水)14:00~15:02
発 言 者	内容
事務局	お待たせいたしました。
司会	定刻になりましたので、尾張北部圏域保健医療福祉推進会議を開催させていただき
(春日井保健所次長)	ます。
	私は、司会を務めさせていただきます春日井保健所次長の犬飼と申します。よろしく
	お願いいたします。
	本日のこの会議の所要時間につきましては、概ね 1 時間 30 分程度を目途にさせて
	いただきたいと思っております。
	それでは、会議の開催に当たりまして、事務局であります春日井保健所木村所長か
	ら御挨拶をさせていただきます。
春日井保健所長	本日は、残暑厳しい折、当会議にご出席いただきありがとうございます。日ごろは、保健所業務に御協力をいただいておりますことを、この場を借りまして厚くお礼申し上げます。本日の会議の議題でありますが、尾張北部医療圏保健医療計画の見直し始め2議題、また報告事項といたしまして愛知県地域医療再生計画始め6題を予定してございます。1時間30分という限られた時間の中ではございますが、意義ある会議にしたいと思いますので、積極的な御意見をいただきますようお願い申し上げまして挨拶とさせていただきます。
司会	ありがとうございました。 では、次に、資料の確認をさせていただきます。 本日、お手もとに配布させていただきましたのは「配席図」と「資料4の5ページ」、それから事務局の出席者変更がありましたので、出席者名簿を差し替え資料として配布させていただきました。他は春日井保健所と江南保健所の事業概要となっております。それ以外につきましては、事前にお送りさせていただいております。確認しますと、「会議次第」、「会議の開催要領」、「出席者名簿」、「資料の1から10」となっております。
	以上でございますが、不足等がございましたらお申し出ください。よろしいですか。
	なお、本日の出席者のご紹介につきましては、時間の都合もございますので、お手
	元の名簿と配席図に代えさせていただきますので、ご了解をいただきたいと思います。
	なお、江南厚生病院の野木森病院長は、所用の為、急遽欠席の連絡がありましたの
	で申し添えます。
	それでは、会議に入らせていただきますが、ここで、僭越ではございますけれども、本
	会議の議長につきまして、事務局の方から御提案させていただきたいと存じます。
	会議の議長につきましては、当会議の開催要領第4条第2項により出席者の方の互
	選により決定することとなっております。
	本会議は、地域における保健・医療・福祉に関する施策の総合的な検討、地域における意見集約の場として位置づけられたものでございます。

議長の労をお取りいただけたらと思っておりますが、いかがでございましょうか。

(異議なしの声あり)

司会

ありがとうございました。

御賛同いただきましたので、議長を春日井市医師会長の榊原先生にお願いすること といたします。

それでは、議長さんからご挨拶をいただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

議長

皆様、まだまだお暑い中ではございますが、お集まりいただきましてありがとうございます。当会議の議長を務めさせていただきます春日井市医師会長の榊原です。ご出席の皆様のご協力により議事を進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いします。

御案内のとおり本会議は、尾張北部圏域における保健・医療・福祉に関する関係機関の連携を図ること及び意見等を集約することなどを目的として開催するものでございます。

本日は、議題として「尾張北部医療圏保健医療計画の見直しについて」を始め 2題を、報告事項として「愛知県地域医療再生計画について」始め6題を予定し ております。

特に、議題1の「尾張北部医療圏保健医療計画の見直し」については、昨年度、第2回の当会議におきまして医療計画部会の設置を承認いただきましたので、この6月、7月と2回部会を開催いたしました。各委員の先生方からは、圏域の医療計画の素案について様々な御意見をいただきました。これらの意見を反映させた素案を本日資料として提出させていただいておりますので、ご検討のほどよろしくお願いします。

皆様には、忌憚のないご意見と会議の円滑な進行へのご協力をお願いしまして、私のあいさつとさせていただきます。

司会

ありがとうございました。

それでは議事に入りますが、その前に本日の会議の公開・非公開の取り扱いについ て確認をさせていただきます。

本会議は、開催要領第5条第1項におきまして、原則公開となっております。ただし、「愛知県情報公開条例第7条に規定する不開示情報が含まれる事項について議題とする場合又は会議を公開することにより当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合であって、当会議がその一部又は全部を公開しない旨の決定をしたときはこの限りでない。」と規定されておりますが、本日の議題に該当事項はありませんので、すべて公開にしたいと考えております。よろしくお願いします。

また、会議の内容につきましては、後日、春日井保健所のホームページに掲載させていただきますので、ご了承くださるようお願いします。

それでは、議長さんよろしくお願いいたします。

議長

それでは、会議を進行させていただきます。皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

議題1「尾張北部医療圏保健医療計画の見直しについて」ですが、既に2回の部会を経てとりまとめた内容ということでありますが、本日、策定部会の部会長でおられます尾北医師会会長の渡部先生もいらっしゃいますので、経過等についてご説明をお願いします。

尾北医師会長(渡部)

尾北医師会長の渡部でございます。圏域の医療計画部会長を拝命されまして、この6月、7月と部会を開催し、関係機関の先生方には貴重な時間をいただき、また多くの意見をいただきまして、計画に反映させることができました。今回の医療計画では、精神疾患を加えた5疾病5事業とすることや、東日本大震災を踏まえた災害時の医療体制の見直しなどについて議論を重ねた内容となっております。本日は、皆様にこの内容を見ていただき、適切な意見をいただけたらと思います。

議長

ありがとうございました。

それでは、続いて事務局から説明をお願いします。

事務局(春日井保健所 西條主査)

それでは、圏域の医療計画の説明をさせていただきます。そもそも、今回の見直しは、今、部会長からも説明がありましたが、昨年の3月に「医療提供体制の確保に関する基本方針」の一部改正と「医療計画作成指針」の全面改正が行われまして、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病の4疾病に新たに精神疾患を加えた5疾病としたことや、東日本大震災等を踏まえた災害時の医療体制の見直しが急務に必要となり、この3月に新たに県計画を公示したところであります。

今年度は、この県計画を基本に、地域の実情を踏まえた地域計画を見直ししていく 必要があり、本日の資料は、2度の策定部会における委員の皆様の意見を反映させた 内容となっております。

それでは、本日お配りしました、資料1の「医療計画見直しスケジュール」をご覧ください。本日は、この表の真ん中の行の8月の欄にお示ししておりますように、素案原案の検討をしていただきます。このあと、本日出された意見を基に修正を加えまして、県の担当課に送り、一番左側の欄になりますが、10月に県医療計画部会、医療審議会で検討されます。その後、11月にパブリックコメントを求めまして、修正案を表の一番右側の欄にあります部会に一旦戻しまして、第3回目の部会で内容を確定し、最終原案とし、表の中央になりますが2月に再度、この圏域会議で議論いたしまして、3月に、表の一番左側にあります医療計画部会を経た最終案が医療審議会で答申される流れとなっております。

資料2をご覧ください。記載項目と見直しの概要になります

計画の見直し案は、県計画の項目構成に沿っています。表の中段になりますが、第2章第5節に「精神疾患」を新たに加えました。また、現在の圏域計画では、第9章のところにありました「歯科保健医療対策」を第2章第6節に移動いたしました。それから、現在の圏域計画では、第3章として「救急医療・災害保健医療対策」となっておりましたが、それぞれの担う役割が大きくなっておりますので、今回の案では、「第3章 救急医療対策」、「第4章 災害医療対策」と分けて記載しております。

この圏域計画の見直し時期と計画期間については、平成26年4月の公示を目途に 見直し、計画期間は終わりの時期を県計画に合わせまして、平成26年4月から平成30年3月までの4年間となっています。 では、本編に入らせていただきます。

大きな変更点のみ、かいつまんで説明させていただきます。

資料3をご覧ください。

2ページをお願いします。

「はじめに」でございますが、中段に今回の県計画見直しについての記載を加えました。

なお、この素案の下線部分は現計画から追記、修正等した部分をお示ししたもので ございます。

次に、11ページをお願いします。

第2章第1節の「がん対策」でありますが、前計画からの主な追加事項としましては、 11ページ中段よりやや下のところでございますが、現状の欄に「2予防・早期発見」の 項目を追加いたしました。これは、すぐ右側にございます課題の欄に記載させていただ きましたが、昨年度見直しを行いました愛知県がん対策推進基本計画におきまして、一 層の健診受診率の向上を目標としていることや、愛知県がん対策推進条令が公布され、がんの予防及び早期発見の推進が求められていることによるものであります。

次に17ページをお開きください。

第2節「脳卒中対策」でありますが、前計画からの主な追加事項としましては、17ページ上段の現状の欄に「2 予防」の項目を追加いたしました。これは、国の指針においても、予防としての生活習慣の改善や啓発が必要とされており、県計画にも予防の項目を入れたことによるものであります。

次に22ページをお開きください。

第3節「急性心筋梗塞対策」です。主な追加事項は、先ほど、第2節「脳卒中対策」 で説明させていただきましたが、これも先ほどの「脳卒中対策」と同様の理由から、22 ページ上段の現状の欄に「2 予防」の項目を追加いたしました。

次に25ページをお開きください。

第4節「糖尿病対策」です。前計画からの追加事項としましては、25 ページ中段の現状の欄に糖尿病腎症の記載をいたしました。この3月に見直しが行われました健康日本 21 あいち新計画にも掲げておりますが、新規透析導入患者のうち糖尿病腎症が最も多く、当医療圏においても3割を超えている状況であるためであります。

次に29ページをお開きください。

第5節「精神保健医療対策」です。

昨年度見直しを行った県計画の表記では、国の指針で述べられております精神科 医療機関や関係機関が連携しながら、必要な精神科医療が提供される体制を構築す る必要があるとされており、これらの医療体制に求められる医療機能の目標を7項目(1 予防・アクセス、2 治療・回復・社会復帰、3 精神科救急、4 身体合併症、5 専門医療、6 うつ病、7 認知症)示しており、これを県の計画にも落とした形にしております。

上段「1 精神疾患の現状」であります。

全国的にも言えることでありますが、当医療圏におきましても、精神障害者保健福祉 手帳の交付数は年々増加しており、気分障害や認知症の患者数についても増加して おります。

幸いにも、自殺者数については、年により増えたり減ったりはありますが、大幅に増加 している状況はありません。

続きまして、「2 予防・精神科医へのアクセス」であります。

精神福祉相談及び訪問指導の件数が増えていること、メンタルヘルス相談の体制、

G-P ネットについて記載をさせていただきました。

次に34ページをお開きください。

第6節「歯科保健医療対策」です。平成23年8月10日に国の歯科口腔保健の推進に関する法律が公布・施行され、これに基いて、歯科口腔保健の推進に関する基本的事項を定めましたが、愛知県は、8020 運動発祥の地であり、歯科の施策については、ライフステージごとの特性等踏まえることなど国が求めている基本的事項については、既に圏域計画にも反映しており、表現の修正等にとどめております。

次に37ページをお開きください。

第3章「救急医療対策」です。変更事項としましては、37 ページ中段の4 救急搬送体制の課題のところに、地域医療連携検討ワーキングでも話に上がりました軽症患者の2次及び3次救急医療機関への集中緩和について、文面を厚くいたしました。

次に 42 ページをお開きください。

第4章「災害医療対策」です。今回の見直しでは、東日本大震災で認識された課題といたしまして、災害拠点病院の機能強化を図る必要があること、災害発生直後の急性期においては、関係機関が連携して、医療チームの派遣調整を円滑に実施するなど、医療に関するコーディネート機能が十分に発揮できる体制の整備を図ること、また、災害がある程度沈静化しだした中長期においても、医療ニーズに応じた医療を提供するために、医療に関するコーディネート機能が十分に発揮できる体制の整備を図ることが求められておりましたので、今回、計画に落とした形にしております。

災害医療対策につきましては、現行の計画では、災害発生からおおむね3日間に主な観点が置かれておりましたが、今回、お示しします案は、中長期を意識し、地域医療が復活し、地域保健が復活するまでの枠組みの内容となっております。発生直後からそれぞれ段階に分けて記載しており、災害拠点病院の役割、DMATの編成、災害時における情報収集、各市町、各医師会、薬剤師会との協定など新たにお示ししております。

次に49ページをお開きください。

第5章「周産期医療対策」です。主な変更点としましては、「2 周産期医療体制」の4つ目の○で、コロニーのNICU受入停止後、母体、新生児とも他の医療圏への搬送が増加していること、妊娠中の段階でハイリスク対応可能医療機関への搬送事例が増えていることを記載いたしました。

次に53ページをお開きください。

第6章「小児医療対策」です。主な変更点としましては、中段あたりに、児童虐待について記載をいたしました。平成25年度の愛知県母子保健重点目標の一つに乳幼児虐待による死亡及び重篤な事例の減少を掲げていることによるものであります。

次に 56 ページをお開きください。

第7章「在宅医療対策」です。

現状の、「1 高齢者数及び医療機関等の状況」であります。国の指針においても、 今後も高齢者で在宅医療を必要としている者が増えていく見込であり、県計画におい ても、在宅サービスの必要性が高まるとしておりますことから、この地域の現状を記載い たしました。

また、「2 在宅医療提供状況」では、国の指針では、提供体制として「退院支援」、「日常の療養生活の支援」、「急変時の対応」、「在宅での看取り」を掲げておりますことから、これに沿った形で記載をいたしました。

次に59ページをお開きください。

第8章「病診連携等推進対策」です。前計画からの変更点としまして、下段の「3 地域医療支援病院」に春日井市民病院を記載をいたしました。

次に61ページをお開きください。

第9章「高齢者保健医療福祉対策」です。一昨年前の3月、第5期愛知県高齢者健康福祉計画が策定され、この計画の主な施策の一つ目は、社会で支える介護(介護保険制度の円滑な運営)、二つ目には、認知症高齢者支援対策等の推進としており、県計画でも、一つ目に介護保険事業の状況、二つ目に認知症対策を記載しましたことから、今までの計画内容に地域の事業、医師向けの研修等の記載をするに留めております。

次に64ページをお開きください。

第10章「薬局の機能強化等推進対策」です。今回は、大きな変更はありません。時 点修正としております。

最後になりましたが、67ページをお開きください。

第11章「健康危機管理対策」です。前計画からの大きな変更はありません。 以上が事務局からの説明です。

議長

ありがとうございました。非常に内容が豊富でありますが、この件につきまして、何か 御意見はございますか。

(発言なし)

議長

意見もないようですので、議題1につきましては、素案を了承するということでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長

それでは、素案として、県健康福祉部へ提出することとします。

続きまして、議題2「介護保険施設等の整備状況について」、事務局から説明をお願いします。

事務局(尾福相セ:永 田補佐) 尾張福祉相談センター地域福祉課課長補佐の永田です。議題2の「介護保険施設の整備計画について」をご説明させていただきます。お手元の資料4でございます。2ページ「介護保険施設整備の手続きについて」をご覧ください。介護保険施設のうち入所型施設については、第5期高齢者健康福祉計画に基づき必要な整備を行うために、また、過大な整備とならないように、計画段階で圏域毎に整備枠を設けております。この整備枠については、当会議で調整を行うものです。

今回、扶桑町の1事業者から介護老人保健施設の増床に伴う整備枠の事前協議があったものです。

3ページ以下の「尾張北部圏域の介護保険施設整備計画」で説明させていただきます。

今回、既存の介護老人保健施設の事業者から、地域住民のニーズと近隣機関との連携強化のため、86名から100名とし、14名を増員したいとするものです。

立地市町の扶桑町から意見を承ったところ、適当であるとの意見でした。今回は、承認が適当と思われます。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長
それでは、この件につきまして、御意見等ありましたら御発言をお願いします。

(発言なし)

議長
それでは、意見もないようですので、今回の計画については、事務局案のとおり進め

ることとしてよろしいか。

(異議なしの声)

議長
それでは、その旨県へ報告するとともに、計画者へ結果を伝達することとします。

次に報告事項に入ります。まず、報告事項1「愛知県地域医療再生計画について」 事務局から説明をお願いします。

事務局(医療福祉計画課 西郷主査)

本年度策定しました新たな地域医療再生計画について、説明させていただきます。

今回の計画につきましては、各医療圏の関係の方々のご協力をいただきながら基金 充当 15 億円とする地域医療再生計画案を作成し、5 月末に国に提出したところ、7 月 23 日に厚生労働省から交付額を 9 億 5 千万円とする内示を受けました。

内示には国の有識者会議の委員の意見が付せられており、主な意見としましては、「南海トラフ巨大地震に関しての対策が少なすぎる感がある」ですとか「事業の財源がほとんど基金であるため、事業者負担について検討すること」といったご指摘がありました。国は、内示額の具体的な算定方法は公表しないとしておりますので、詳細は確認できませんが、おそらくこうした意見が内示額に影響したのではないかと推測されております。

当初、申請額の約 63%にあたる内示額に合わせて計画を見直し、今月6日開催の「地域医療連携のための有識者会議」で承認をいただいた上で、12日に国へ提出したところであります。

それでは、資料5の説明をさせていただきます。今回策定した新たな地域医療再生計画は、過去2回の計画を補完するもので、1ページ目のローマ数字1から3に示したとおり、医師確保対策、在宅医療、災害医療の3つを柱としております。

このうち、ローマ数字1の医師確保対策につきましては、過去に策定した計画の内容 を継続するものであります。

また、3の災害医療については、先程申し上げた過去に策定した計画の内容を補完するものであるのに対し、2の在宅医療については、今回新たに地域医療再生計画へ位置づけるものであります。

具体的な内容については、2ページ以降にポンチ絵と概要をお示ししましたのでご覧ください。

まず、ローマ数字1の医師確保対策ですが、上の表題の右に、点線の枠で囲って示しておりますが、全体事業費を6億2千万円としております。

主な事業としましては、全体事業費のやや下だが、①として、地域枠医学生への奨学金の貸与として、1億7千万円弱、また、資料の中心から、やや左上に②として、寄附講座の設置として4億2千万円と記載しており、この2つの事業が主なものとなっておりま

す。

続いて、資料を1枚おめくりいただきまして、3ページをご欄ください。

ローマ数字2の在宅医療については、表題右のとおり、全体事業費2億9千万円としており、そのうち、ポンチ絵の輪の下に「在宅医療連携拠点」というものを位置づけていますが、その上に①として示した拠点の整備、これが2億5千万円弱という事業の主なものとなっております。

なお、この在宅医療連携拠点には、医療と介護の連携体制を築くため、関係職種連携のための仕組みづくりや、地域住民への啓発等を行っていただくことを予定しておりますが、今後、9月中に市町村や医療機関等に対して説明会等を開催した後に、10月以降、計画書を提出いただき事業者を決定していく予定になっております。

続いて、4ページでございます。ローマ数字3の災害医療については、表題右のとおり、全体事業費4千万円であり、ポンチ絵に示すとおり、南海トラフ巨大地震の被害が想定される地域の津波対策強化や後方支援病院の災害対策強化などを行う予定としております。

また、被災地域から安全な地域への患者搬送など地域間の災害医療連携体制を整備するため「災害時の患者搬送計画の検討会議」を設置することしております。この検討会議は2次医療圏ごとに運営していただくことを考えており、詳細については、順次お知らせします。

なお、国へ提出した計画書を別に配布させていただいたので、参考としていただきた いと思います。

今回策定した地域医療再生計画に関する説明は以上でございます。 よろしくお願いいたします。

議長

ただ今の報告事項について、何か御質問等ございますか。

(発言なし)

議長

ないようですので、続きまして、報告事項2「愛知県肝炎対策推進計画について」事 務局から説明をお願いします。

事務局(健康対策課野口補佐)

健康対策課の野口でございます。

報告事項の2番目になります。「愛知県肝炎対策推進計画」について説明させていただきます。お手元の資料をご覧ください。

肝炎対策推進計画につきましては、第1章 (1)の二つ目、国の対策にございますように、肝炎対策基本法に基づきまして、平成23年5月に出されました国の「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」を踏まえまして、愛知県では今回初めて計画を策定したものであります。

本県の肝炎対策は、平成 19 年度から保健所での肝炎無料検査を開始し、翌 20 年度には「愛知県肝炎対策ガイドライン」を策定しまして、医療費助成や拠点病院や専門医療機関を指定し医療提供体制を整備してまいりました。

一方、肝炎治療研究の進展によりまして、肝炎は早期に発見できればウイルスを完全に排除、又は排除できないまでも肝硬変や肝がんへの進行を防ぐことができるようになってまいりました。

このため、今回の計画では、(2)「基本目標と目標達成のための対策」にございますように、基本目標を「肝炎を早期発見し、安心して治療ができるあいちの実現」といたしまして、その下にあります「正しい知識の普及啓発と受検の促進」、「検査から医療への適切な移行」それに「適切な肝炎医療の提供」の3つを柱としてそれぞれ対策を進めていくこととしております。

特に、感染の事実を知らないまま病状が進行していくことを防ぐために、一人でも 多くの方に検査を受けていただきまして、また検査で陽性となった方は、そのまま放 置せず、確実に医療機関を受診していただく、こういった点に今回の計画では力を入 れてまいりたいと考えております。

主な取組みにつきましてご説明申し上げます。

右のページの第2章「1の正しい知識の普及啓発と受検の促進」でございます。

感染の発見には検査が不可欠でありますが、なかなか検査を受けていただけないという課題があります。

このため、(2) 今後の取組にございますように、県では肝炎に関する正しい知識の啓発や、キャンペーン等を通じまして、感染のリスクや検査の必要性を訴えてまいりますが、市町村におかれましては、現在実施いただいております、受検者の増加が確実に見込めます、肝炎検査の個別勧奨事業につきまして、一層し積極的に取り組んでいただきますようお願いします。

次に「2の検査から医療への適切な移行」でございます。

検査で感染が判明しても、自覚症状がないなどから、その後、医療機関にかからない者があるという課題があります。

このため、今後の取組といたしまして、保健所が医療機関の協力をいただきまして、 検査後の受診状況を把握し、未受診者には、受診勧奨できる体制をまずは県で整備 し、いずれ市町村にもこの取組みを広げてまいりたいと考えておりますので、ご協力を お願いします。

最後に、次のページ「3の適切な医療の提供」でございます。

現在、肝炎の医療提供体制は、4つの拠点病院と200の専門医療機関、それに地域の医療機関による「肝疾患ネットワーク」を構築しております。

今後の取組といたしましては、このネットワークの充実強化を図ってまいりますとともに、安心して治療を受けるための患者支援といたしまして、相談機能の充実や医療費助成の継続、治療継続するための事業主の理解を得るための働きかけを行っていくこととしております。

以上、愛知県肝炎対策推進計画の概要を説明させていただきました。肝炎対策は、他の疾病対策と比べても歴史が浅く、まだまだこれからの対策でございます。

この計画の推進には市町村や地区医師会の皆様方のご協力が不可欠でありますので、よろしくお願いいたします。

ただ今の報告事項について、何か御質問等ございますか。

議長

議長

(発言なし)

議事が大変スムーズに進行しております。15分くらい余裕ができておりますが、何か ございますか。 ないようですので、続きまして、報告事項3「新型インフルエンザ対策について」事務 局から説明をお願いします。

事務局(健康対策課 矢野主査)

本日は、政府の新型インフルエンザ等対策行動計画の概要並びに本県の行動計画 策定の進捗状況等について、ご報告いたします。

お手元の資料7をご覧ください。

始めに、政府行動計画概要についてでございます。

対策の目的としては、感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護すること、国民生活・経済に及ぼす影響が最小となるようにすることが挙げられています。

次に、対策実施上の留意点は4点ありまして、一つ目は新型インフルエンザ等対策では個人に対し行動制限を加えるような対策もあることから基本的人権を尊重すること、二つ目は必要な時だけ必要となる対策を実施するといった危機管理法としての性格を持つこと、三つ目は指定公共機関といった関係機関との連携協力を確保すること、四つ目は対策実施についての記録を作成し、保存するといったことでございます。

次に対策の効果についてで、概念図をお示ししています。対策を実施することにより、ピークを遅らせ、この間に医療体制を強化し、医療提供のキャパシティを上げることにより、患者数がこのキャパシティ内に収まるようにしようというものです。

次に右上の「行動計画のポイント」でございます。

法に基づく行動計画であること、特措法で新たに盛り込まれた各種の措置の運用等 について加えられたことがポイントとなります。

具体的には、図の中ほど「2 まん延防止」のところで、外出自粛要請、施設の使用制限の要請等について、従来の行動計画にも記載されていた対策について、根拠が法で定められたというものです。さらに、1,3,4,5の部分が、新たに盛り込まれた内容になります。

1の新型インフルエンザ等対策に対する体制に関しては、一つ目は指定公共機関について定めたこと、二つ目は新型インフルエンザ等発生時に方針を決めるために専門家の意見を聴く諮問委員会等を定めたこと、三つ目は新型インフルエンザ等緊急事態宣言時の措置などが新たに盛り込まれています。

また、「3 予防接種」について、住民よりも先行して行われる特定接種の対象や住民を対象とした際の優先順位の考え方が規定されました。

このほか、新感染症を行動計画の対象に加えるとともに、基本的人権の尊重、記録 の作成・保存についても新たに規定されました。

次に資料下半分の「発生段階ごとの対策の概要」についてでございます。各発生段階における措置を記載しています。国内発生早期の実施体制の部分に「必要に応じて緊急事態宣言」とあります。「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」は、政府対策本部長が宣言するもので、特措法で初めて規定されたものです。対策の記載の先頭に星印を付けてあるものについては、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされている場合にのみ必要に応じて実施する対策で、不要不急の外出の自粛要請、学校等の施設の使用制限や臨時の医療施設の設置等が挙げられております。

政府行動計画の概要等については、以上でございます。

続いて、資料の2枚目をご覧ください。

本県の行動計画策定の進捗を含む特措法施行後のスケジュールについてでございます。

今年4月に、中国において鳥インフルエンザ(H7N9)患者の発生が報告され、これ

を受けまして、国は4月12日に関係政令等を公布し、翌13日には特措法を施行しました。県及び多くの市町村では、同法施行に合わせ、対策本部の設置に関する条例が施行されたところです。国は、その後6月に政府行動計画及び各種ガイドラインを示しており、県では、専門家の意見を聴いて素案を作成し、10月にはパブリックコメントを開始し、12月には県議会へ報告し、公表できるよう取り組んでいるところでございます。また、指定地方公共機関の指定についても同じ頃、行えるよう準備を進めてまいります。

市町村におかれましては、県の行動計画を踏まえ、市町村の行動計画を策定していただくことになります。主な内容は、住民接種の実施、住民の生活支援といったものでございます。予防接種体制の構築に関しては、国がモデルを示すとしていますが、これを待たず、できるところから進めていただくため、担当者の方々には先日説明会を実施したところです。

資料の説明は以上でございますが、新型インフルエンザ等対策における医療提供体制については、医療圏の状況に応じて「帰国者・接触者外来」の設置や重症者の入院に対応していただく医療機関を整備していくこと、市町村が実施するワクチンの接種体制を確保すること等が求められています。保健所が中心となり、関係団体、関係機関等と必要な確認や調整を行ってまいります。

県といたしましては、積極的に情報の収集に努め、関係者の皆様への情報提供や、 必要な調整等を行ってまいりますので、御協力のほど、よろしくお願いいたします。 以上で説明を終わります。

議長

ただ今の報告事項について、何か御質問等ございますか。

(発言なし)

議長

ないようですので、続きまして、報告事項4「愛知県地域保健医療計画の別表の更新 について」、事務局から説明をお願いします。

事務局(春日井保健 所 西條主査)

資料8をお開きください。

まず、別表について簡単にご説明させていただきます。この「別表」は、愛知県地域保健医療計画の別冊という形で添付されているものです。内容は、5疾病5事業について必要とされる医療機能を明らかにして、具体的にはその機能を担う医療機関名を掲載しているものでございます。更新手続きについては、少なくとも年1回の定期更新と、それ以外の随時更新を行うこととしております。今回は、分娩の実施状況等の調査結果による更新などについて報告させていただくものです。

資料に戻ります。まず、

(1)「周産期医療」の表になります。4ページの要領第4をご覧ください。分娩の実施 状況等の調査結果による更新でございます。今回は、平成25年6月1日現在の産科医 療機関の状況を調査した結果について反映させたものでございます。1ページにお戻り ください。表の左側半分をご覧ください。「分娩を実施している医療機関」の欄ですが、 「犬山中央病院」がこの4月1日から「総合犬山中央病院」と名称変更しております。次 に、右隣の欄をご覧ください。小牧の産科・婦人科ミナミクリニックがこの2月に開院し、 分娩を実施しております。続きまして、表の右半分をご覧ください。「健診のみを実施し ている医療機関」ですが、今年6月の調査で、名古屋徳洲会病院が、健康診査のみも 行っていないとのことでしたので、削除いたしました。また、山田産婦人科については、 3月29日に廃止届を受理しましたので、削除いたしました。

本日の資料にはありませんが、総合大山中央病院につきましては、県の別表で、 「脳卒中」「急性心筋梗塞」「救急医療」のそれぞれ体系図に記載されておりますので、名称変更いたしました。

2ページをご覧ください。「がん」の体系図についてですが、今までは五大がんについて、専門的医療を提供する病院として年間手術件数がそれぞれ 10 件以上実施した病院についての記載をしておりましたが、県の医療計画の変更に合わせて、がん医療を提供する病院について五大がん+子宮がんの表記で掲載することとしたことから、肝臓がんについて年間手術 10 件以上実施の春日井市民病院、小牧市民病院、江南厚生病院の3件追加をいたしました。

3ページをご覧ください。「小児救急医療」の体系図に記載されている医療機関名ですが、県計画の体系図を変更したことにより、地域の小児基幹病院に救命救急センターであります小牧市民病院を記載しております。また、診療報酬で小児入院医療管理料①と②の算定の届出をしている病院として江南厚生病院とコロニー中央病院を記載しております。

なお、この「別表」は本日の会議ののち、愛知県医療審議会医療計画部会に諮りまして、最終的には県医療福祉計画課のホームページへ掲載しますほか、保健所において縦覧させていただきます。説明は以上です。

議長

ただ今の報告事項について、何か御質問等ございますか。

(発言なし)

議長

ないようですので、続きまして、報告事項5「平成24年度第1回会議で承認された介護保険施設等の整備計画(市町公募分)の公募結果について」、事務局から説明をお願いします。

事務局(尾福相セ 永田課長補佐)

尾張福祉相談センターの永田でございます。「平成 24 年度第1回会議で承認された介護保険施設等整備計画(市町公募分)の公募結果について」報告させていただきます。お手元の資料9でございます。

平成24年度第1回会議承認分の小牧市100名の特別養護老人ホームの新設事業者公募分については、、社会福祉法人元気寿会に決定いたしました。

開設予定地は小牧市字北外山で、開所予定日は平成28年4月であります。

議長

ただ今の報告事項について、何か御質問等ございますか。

(発言なし)

議長

ないようですすので、最後になりましたが、報告事項6「平成25年度こころの健康フェスティバル愛知について」、事務局から説明してください。

事務局(春日井保健所 久納課長)

報告**6**の「平成 25 年度こころの健康フェスティバルあいち」について報告させていただきます。お手元の資料 10 でございます。

「こころの健康フェスティバルあいち」については、毎年、県内の基幹的保健所が持ち回りで開催しております。

今年度は尾張北部医療圏の精神保健福祉に関係する機関が中心となって実行委員会を立ち上げ、春日井保健所、江南保健所が事務局となり準備を進めております。

開催日は10月5日(土)、春日井市民会館にて開催いたします。

時間は午前10時から午後4時までとなっております。

当日は、午前に参加団体による作品展示、活動紹介、バザー、当事者交流会等を 開催します。午後1時からは式典と講演会を行います。記念講演会は作家の五木寛之 氏をお迎えします。

式典・講演会の申込は、往復はがきによる抽選となっており、9月10日(火)までに事務局へ郵送していただく方法を取っております。

本日現在の申込み状況は、一般席800席のうち約半数の400通の応募があります。 本日、中日新聞の県内版に載りましたのでさらに増える見込であります。

本日、ご出席の皆様にも、是非ご参加くださるよう、ご案内させていただきます。

議長

ただ今の報告事項について、何か御質問等ございますか。

土曜日の10時からということで我々開業医にとっては出席しにくい会になっておりますが、参加できる方、よろしくお願いします。

(発言なし)

議長

ありがとうございました。その他、事務局から何かございますか。

事務局(春日井保健所次長)

特にございません。

議長

それでは、以上をもちまして、本日予定されていた議題等は全て終了いたしました。 議事の進行にご協力いただき、誠にありがとうございました。 では、事務局の方にマイクをお返しします。

事務局(次長)

長時間にわたりありがとうございました。

本日の会議の結果につきましては、事務局の方から県の健康福祉部へ報告させていただきたいと存じます。

また、保健所のホームページの方にも本日の会議録を、掲載させていただきたいと 思いますので、よろしくお願いをいたしたいと存じます。

では、以上を持ちまして、本日の会議を終了させていただきます。 本日は、誠にありがとうございました。